

心の中の姦淫

マタイの福音書 5章 27-32 節

はじめに

私がウェルカム・サンデーで説教をする時は、マタイの福音書 5-7 章に書かれているイエス様の説教からお話ししています。この説教は、山の上から語られたので、「山上の説教」と呼ばれています。イエス様は今日の聖書箇所、「十戒」の第七戒の「姦淫してはならない」という律法について教えています。

「姦淫」とは何でしょうか。「姦淫」とは、夫婦の関係以外で、性的な関係を持つことと言えます。性的な関係は、夫婦の中だけで許されているものです。性的な関係は、夫婦の中でのみ祝福となるのです。旧約時代の律法には、「**人が他人の妻と姦淫したなら、すなわち自分の隣人の妻と姦淫したなら、その姦淫した男も女も必ず殺されなければならない**」(レビ記 20:10)とあります。「姦淫」を犯した男女は、二人とも死刑となったのです。

このように神様は、神様が結び合わせた夫婦の中だけで、性的な関係が持たれることを望まれ、夫婦の関係以外で性的な関係が持たれることを厳しく禁じておられるのです。

今の日本でも、芸能人が不倫をすれば、厳しく批判され、仕事を失うこともあります。その意味では、日本の中に「不倫はいけないもの」という認識があるようです。しかし結婚前の男女の性的な交わりは、ほとんど問題視されていないように思います。

性的な関係を持つことは、二人が一体となることです。それは、神様が結び合わせた夫婦にだけ許されていることです。そしてイエス様は、「**神が結び合わせたものを人が引き離してはなりません**」(マタイ 19:6)と言われました。性的な関係は、決して引き離されない二人の間だけで許されているものです。ですから、付き合ったり分かれたりする男女の関係で許されるものでは決してありません。神様によって結び合わされた夫婦であることを確信し、どんなことがあっても生涯お互いを愛し抜くと、神様と証人の前で公に誓い合った男女にだけ許されるものなのです。

では、性的な関係を夫婦の中だけで持っていれば、それで「十戒」の第七戒の「姦淫してはならない」という律法を守っていることになるのでしょうか。

1. 心の中の姦淫とその対処法

イエス様は、27-28 節でこのように言われます。「『**姦淫してはならない**』と言われていたのを、あなたがたは聞いています。しかし、わたしはあなたがたに言います。情欲を抱いて女を見る者はだれでも、心の中ですでに姦淫を犯したのです」。

イエス様は、実際に性的な関係を持たなくても、情欲を抱いて女性を見る人は、心の中で

姦淫を犯していると言われるのです。イエス様は、実際の行いだけでなく、私たちの心の中までも問われるのです。

「情欲を抱いて女を見る」という言葉は、直訳すると「女を欲しがるように見る」となります。つまりイエス様がここで問題にしているのは、他人の妻を欲しいと思う心なのです。

「十戒」の第十戒には、「**あなたの隣人の家を欲してはならない。あなたの隣人の妻、男奴隷、女奴隷、牛、ろば、すべてあなたの隣人のものを欲してはならない**」(出エジプト記 20:17)とあります。第十戒は、他人のものを欲しがると心を戒めるものですが、ここでは「隣人の妻を欲してはならない」とあります。つまり他人の妻を欲しいと思うことは、第十戒に違反していることなのです。

なぜ「情欲を抱いて女を見る」ことがいけないのか、それは第十戒に違反することでもあるからです。「十戒」のそれぞれの戒めは、それぞれが結び付いているのです。ですから一つ一つの戒めをバラバラに考えてはなりません。実際に性的な関係を持たなければ、第七戒を守ったことになるわけではありません。第十戒の視点から見れば、実際に性的な交わりを持たなくても、心の中で他人の妻を欲しがれば、第七戒を破ったことになるのです。

もちろんこれは、男性にだけ求められることではありません。女性も他人の夫を欲しいと思えば、それは姦淫の罪となるのです。

第十戒は、他人のものを欲しがると心を戒めるものですが、他人の夫や妻を欲しがるとは、第七戒の「姦淫してはならない」を犯すこととなります。また他人の持ち物を欲しがるとは、第八戒の「盗んではならない」を犯すこととなります。また他人の命を欲しがるとは、第六戒の「殺してはならない」を犯すこととなります。また他人の名誉を傷つけることを欲しがるとは、第九戒の「偽りの証言をしてはならない」を犯すこととなります。

このように人間の罪の根底には、他人のものを欲しがる「欲望」があるのです。ヤコブ 1:14-15 にはこのようにあります。「**人が誘惑にあうのは、それぞれ自分の欲に引かれ、誘われるからです。そして、欲がはらんで罪を生み、罪が熟して死を生みます**」。

2. 姦淫の罪の対処法

では私たちは、他人のものを欲しがる「欲望」に、どのように対処すればよいのでしょうか。イエス様は、29-30 節でこのように言われます。「**もし右の目があなたをつまずかせるなら、えぐり出して捨てなさい。からだの一部を失っても、全身がゲヘナに投げ込まれないほうがよいのです。もし右の手があなたをつまずかせるなら、切って捨てなさい。からだの一部を失っても、全身がゲヘナに落ちないほうがよいのです**」。

私たちの「欲望」は、私たちをゲヘナに落とす、つまり滅びに向かわせる危険性があります。ですから私たちの「欲望」が目から入るものなら、目を捨てなさい、また私たちの「欲望」が手によって満たされるものなら、手を捨てなさいと言われます。つまり「欲望」の入口を断つこと、「欲望」が刺激されるようなものには近づかないこと、距離を置くことです。そしてそれが絶対にできないような環境に身を置くことです。

右目や右手は、体にとって大切な一部です。それをえぐり出したり、切り捨てることは激しい痛みを伴うものです。しかし私たちは、自分たちの身を滅ぼしかねない「欲望」を断ち切るためには、大切なものを痛みをもって切り捨てる勇気と決断が必要なのです。

3. 安易な離婚や再婚による姦淫

さてイエス様は、31-32 節で「姦淫」の罪についてのもう一つのことを言われます。「**また『妻を離縁する者は離縁状を与えよ』と言われていました。しかし、わたしはあなたがたに言います。だれでも、淫らな行い以外の理由で自分の罪を離縁する者は、妻に姦淫を犯させることになります。また、離縁された女と結婚すれば、姦淫を犯すことになります。』**

イエス様は 28 節で、「心の中の姦淫」について戒めておられますが、32 節では「安易な離婚や再婚による姦淫」を戒めておられます。イエス様は、「淫らな行い以外の理由で」離婚し、再婚するなら、姦淫の罪を犯すことになると言われるのです。つまり正当な理由以外で離婚した場合は、再婚すれば姦淫の罪を犯すことになるということです。

イエス様は、「淫らな行い以外の理由」での離婚を認めていません。つまり夫婦のどちらかが姦淫の罪を犯した場合、姦淫の罪を犯していない潔白の側は離婚を要求することが許されているのです。しかしこれは、離婚しなければいけないわけではなく、離婚してもよいということです。そして姦淫の罪を犯していない側は、離婚後に正当に他の人と再婚することができるのです。ですから当然、姦淫の罪を犯した側は、離婚を要求する権利も、再婚する権利もないということでしょう。

使徒パウロは、コリント人への手紙 7 章で、クリスチャンと未信者の夫婦の場合について語っています。そこでは、クリスチャンの夫や妻は、自分から離婚を求めてはならないと教えています。しかし未信者の夫や妻が離婚を求めている場合は、それを受け入れてもよいと教えています。ここではおもに信仰上の理由で、ということだと思えます。つまり相手が未信者だからという理由で、クリスチャンは離婚してはならない、また未信者の夫や妻が信仰上の理由で離婚したいと願うなら、それを受け入れてもよいということだと思えます。

このようにクリスチャンには原則的に、相手が姦淫の罪を犯した場合以外に、正当な離婚の理由はありません。クリスチャンは結婚式で次のように問われ、誓約します。「**あなたは、自らを夫または妻としてささげ、健やかなる時も病める時も、富める時も貧しき時も、順境の日にも逆境の日にも、いのちの限り彼または彼女を愛し、真実と誠を尽くすことを神と証人の前に誓いますか**」。クリスチャンにとって、病気も貧しさも離婚の正当な理由にはなりません。当然、性格の不一致なども正当な理由にはなりません。

姦淫の罪でさえも、潔白な側が赦すことができれば結婚生活を続けることもできます。神様は、預言者ホセアに「**姦淫の女と姦淫の子らを引き取れ**」(ホセア 1:2)と言われました。それは、神様以外のものを拝む偶像礼拝をして、神様に対して霊的な姦淫の罪を犯しているイスラエルの民を、神様がなおも愛していることを示すためでした(ホセア 3:1)。ですから姦淫の罪を赦し、なおも愛される神様を信じるクリスチャンは、相手の姦淫の罪でさえ

も赦すことができるのかもしれませんが。

しかしこれはあくまでも、原則的なことです。現代の夫婦の問題はより複雑になっています。夫による言葉や身体的な暴力や子どもへの虐待、ギャンブルやアルコールなどの様々な依存症、仕事をしない、社会的な犯罪を犯すなど様々なケースがあります。ですから聖書の原則的なことで簡単に割り切ってしまうのではなく、聖書の原則的なことを個々の問題に適用して、丁寧に慎重に祈りつつ判断していかなければなりません。

イエス様は、「**神が結び合わせたものを人が引き離してはなりません**」(マタイ 19:6)と言われました。夫婦は神様が結び合わせたものです。ですから神様が認めた理由以外で、私たち人間が簡単に引き離してはならないものなのです。ですから、正当な理由以外で離婚し、他の人と再婚するならば、姦淫の罪を犯したことになるのです。

おわりに

最後に私たちは、「霊的な姦淫」について考えたいと思います。旧約聖書は、神様とイスラエルの民の関係を、夫と妻の関係で例えています。そしてイスラエルの民が神様以外のものを愛し拝む偶像礼拝を、「霊的な姦淫」としました。そしてイスラエルの民は、その「霊的な姦淫」の罪のゆえに神様に裁かれ、他国に滅ぼされてしまいました。

新約聖書は、イエス様と教会の関係を、夫と妻の関係で例えています。教会は、「キリストの花嫁」と呼ばれます。私たちは、イスラエルの民のように「霊的な姦淫」に陥ってはなりません。私たちはイエス様以外のものを愛する偶像礼拝をしてはなりません。

私たちにもし、イエス様以上に愛するものがあれば、それは「霊的な姦淫」となるのです。私たちが、イエス様以上に家族を愛するなら、それもまた「霊的な姦淫」となります。イエス様は言われました。「**わたしよりも父や母を愛する者は、わたしにふさわしい者ではありません。わたしよりも息子や娘を愛する者は、わたしにふさわしい者ではありません**」(マタイ 10:37)。

また私たちが、イエス様以上にお金を愛するなら、それもまた「霊的な姦淫」となります。イエス様は言われました。「**だれも二人の主人に仕えることはできません。…あなたがたは神と富とに仕えることはできません**」(マタイ 6:24)。その他、私たちの仕事や夢など、イエス様以上に大切にすることがあれば、それもまた「霊的な姦淫」となるのです。

イエス様は、私たちの夫として私たちを愛し、私たちの罪を贖うために、御自身の命を十字架で献げてくださいました。イエス様は姦淫の現場で捕らえられた女に対して、「**わたしもあなたにさばきを下さない。行きなさい。これからは、決して罪を犯してはなりません**」(ヨハネ 8:11)と言われて、彼女を赦されました。イエス様は、私たちを愛し、赦してくださいます。しかし、「**これからは、決して罪を犯してはなりません**」とも言われます。

私たちはキリストの花嫁として、イエス様に従い、イエス様を愛していかなければなりません。もし私たちが、イエス様以上に愛する何かがあるなら、それを手放す勇気と決断が必要です。それがどんなに大切なものであっても、私たちの身を滅ぼすものであったり、イエス様を傷つけ、悲しませるようなものであるなら、手放す勇気を持たなければなりません。

天におられる私たちの父なる神様。

あなたは夫婦の間に性的な関係を与え、それを祝福としてくださいました。しかし私たち人間に罪が入った時から、性的な関係は乱れ、あらゆる罪を引き起こし、家庭が破壊されていきました。私たちの罪は、私たちの心から生まれます。私たちの心は、あらゆるものを欲しがる欲望で満ちています。

しかしあなたが私たちを愛し、私たちの心を聖霊によって新しくし、キリストの花嫁としてくださったことを感謝します。しかし今もなお私たちの心は、イエス様以外のものを愛そうとする姦淫の心が残っています。どうか私たちの心が、イエス様に対して誠実であることができますように。生涯、イエス様を愛し、従うことができますように。私たちを滅びへと誘うあらゆる誘惑を、断ち切る勇気と決断を与えてください。

この祈りを、私たちの救い主イエス・キリストの御名によってお祈りします。アーメン。